

構造改革特区に関する有識者会議の意見に対する政府の対応方針  
(平成 17 年 10 月 21 日 構造改革特別区域推進本部決定) (抄)

7 医療関係業務の労働者派遣の容認

病院・診療所等への医療関係職種の派遣に関し、以下の事項について労働政策審議会における審議を行い、平成 17 年度中に結論を得て、その結論に従い速やかに措置する。

- ①すべての医療関係職種（労働者派遣法施行令において病院・診療所等への労働者派遣が禁じられている業務を行う職種をいう。）について、産前産後休業、育児休業、介護休業を取得した労働者の業務を行う場合に限り、医療関係職種の派遣を認める。
- ②へき地や離島等、医師の確保が困難な一定の地域について、派遣後の業務を円滑に行えるような支援としての研修等を受けることを条件として、当該地域に所在する病院・診療所等に対する医師の派遣を認める。

【平成 17 年度中に方針を決定】

全 国 に お い て 実 施